

No	対象資料					意見詳細			最終方針		
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
								区分	理由		
1	印鑑登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1.登録データ	1.1.1.日本人住民データの管理	「氏名の振り仮名」	「公証済みの氏名の振り仮名」に修正する。	システム上の理由	管理すべき条件を明確にするため。	対応なし	対応なし。 印鑑登録証明書等において、氏名の振り仮名は印鑑登録原票の必要登録事項ではないことから、公証されているかどうかに関わらず管理する必要がある。 また、住民記録システム標準仕様書と平仄を合わせる観点から「氏名のフリガナ」を「氏名の振り仮名」に修正している。
2	印鑑登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1.登録データ	1.1.1.日本人住民データの管理		「氏名の振り仮名」が戸籍で公証されることにより、印影として登録できる可能性があるのであれば、【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に規定する。	法令への対応	今後の対応のため。	対応なし	対応なし。 氏名の振り仮名については印鑑登録原票の必要登録事項ではないと整理している。
3	印鑑登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1.登録データ	1.1.1.日本人住民データの管理	例) 「日本人氏名における振り仮名を指す（旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は）」と記載がある。	「日本人」「外国人」を、「日本人住民」「外国人住民」に修正する。	業務精度の向上	住民記録側に記載した理由と同じです。 なお、対象箇所のみでなく「住民」がいない箇所は他にもあったので、住民をつけるのかけないのは冒頭で定義して、全般的に揃えたほうが良いかと思われます。	対応なし	対応なし。 「氏名の振り仮名」が続く文言においては、「日本人氏名」と書き分けている。
4						適合基準日 令和8年4月1日	適合基準日 令和8年6月9日	法令への対応	氏名の振り仮名法制化においては、施行期日が令和5年6月9日から3年以内とあるため、システムの適合基準日もあわせて令和8年6月9日とすべき。 加えて、印鑑・機能・帳票要件_新旧対照表（適合基準日一覧）において、改正内容に係る適合基準日は令和8年4月1日と示されている。今回の改正内容に係る適合基準日を同日とするのであれば、期日までの猶予を鑑みると適合基準日を伸ばす、または前回改版時に今回の改正内容も示されるべきである。	対応なし	対応なし。 デジタル庁が公表している「標準仕様書と適合確認に関する考え方」にも記載のとおり、移行支援期間中の標準仕様書の改定に係る機能IDで令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものについては、適合基準日を令和8年4月1日とすることとしているため。
5	印鑑登録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1.登録データ	1.1.1.日本人住民データの管理		印鑑登録原票確認票等印鑑登録に係る帳票レイアウト及び緒元表に振り仮名を追加する。	業務精度の向上	日本人住民データの管理では、振り仮名が追加されましたが、帳票一覧・レイアウトの改正内容は示されませんでした。 印鑑登録原票確認票等についても、振り仮名の項目追加が必要であれば、レイアウト等の提示をお願いします。	対応なし	No.2のとおり。